

笠間市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

当市においては、「建築物の耐震改修計画の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）。以下「耐震改修促進法」という。」及び「茨城県耐震改修促進計画（県計画）」に基づき、『笠間市耐震改修促進計画（市計画）』を策定し、耐震改修等の促進を図っているところです。

この県計画及び市計画ともに、計画期間が令和 7 年度末で終了することから、次期計画の策定を予定しておりましたが、令和 7 年度に示された国の指針を踏まえた見直しを行うため、県では現行計画の計画期間を 1 年延長し、令和 8 年度に本改定を実施する方針を決定しました。

これらを踏まえ、当市としましても、下記のとおり現行の市計画の計画期間を 1 年延長し、令和 8 年度までとすることとします。

1. 計画期間の延長

- 現行：令和 4 年度～令和 7 年度
- 変更：令和 4 年度～令和 8 年度 ※1 年間延長

2. 一部施策の見直し

今回の変更（期間延長）に合わせ、国の支援メニューの拡充等に伴う一部見直しを行います。

【変更箇所】

第 3 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

2. 具体的な施策

(2) 木造住宅耐震改修事業費補助制度（p. 15）

◆国の補助限度額拡充に伴う変更

現行	変更
<p>・総合支援メニュー（耐震改修設計及び耐震改修工事をセットで実施した場合、耐震改修工事費の一部を補助） [補助率 4/5, 補助限度額 100 万円] ※補助率：国 2/5, 県 1/5, 市 1/5 ※総合支援メニュー導入に伴い『笠間市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム』を作成、公表</p>	<p>・総合支援メニュー（耐震改修設計及び耐震改修工事をセットで実施した場合、耐震改修工事費の一部を補助） [補助率 4/5, 補助限度額 115 万円] ※補助率：国 2/5, 県 1/5, 市 1/5 ※総合支援メニュー導入に伴い『笠間市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム』を作成、公表</p>

(5) 笠間市木造住宅耐震シェルター等設置事業費補助制度【追加】(p. 16)

◆制度創設に伴う変更

現行	変更
・制度なし	・木造住宅耐震シェルター等設置事業費補助 [補助率 1/2, 補助限度額 30 万円] ※補助率：国 2/8, 県 1/8, 市 1/8

3. 今後の予定

令和8年度に策定が予定される「県の次期計画」との整合を図り、同年度内の見直しを予定します。